

国土交通省独立行政法人評価委員会
海上災害防止センター分科会第5回議事録

平成16年11月25日(木) 13:55~16:00

於・合同庁舎2号館低層棟共用会議室1

【工藤課長補佐】 まだ定刻には5分ほどありますが、工藤先生は若干おくれるという御連絡が入っておりまして、メンバーがそろいましたので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会第5回海上災害防止センター分科会を開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局の工藤と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【工藤課長補佐】 では、まず海上保安庁環境防災課長の春田からごあいさつを申し上げます。

【春田環境防災課長】 先生方、お忙しいところをどうもありがとうございます。御案内のとおり、当分科会につきましては、独立行政法人、この分科会ですと海上災害防止センターの各年度の業務について評価をいただくというのが法律上の要請になっております。ただ、年に1回の会議だけではセンターの様子もよく御理解いただけないのではないかとということで、お忙しいところ恐縮ではございますが、年度の途中でこのような形で開催をお願いしましたところ、多くの先生方にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

前回までの委員会で御指摘いただいたことを踏まえて、センターの方でもいろいろ業務の改善を図っているところがございますし、私どもも勉強させていただいて、いろいろ考えていかなければならないと考えております。引き続き御指導いただきたく、お願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【工藤課長補佐】 では、本日の分科会につきまして、これまでの経緯の概要と第5回分科会の開催の趣旨を御説明いたします。

まずこれまでの経緯でございますが、国土交通省では独立行政法人ごとに分科会を設置しました。独立行政法人評価委員会海上災害防止センター分科会では、各年度の業務実績の評価を審議するために8名の学識経験者に委員等を委嘱しております。

独立行政法人としてのスタートから本日までの概略を振り返りますと、まず第1回が平成15年7月9日でございます。第2回は同年の8月27日でございますが、これらにおきまして中期目標、中期計画を御審議いただき、独立行政法人として5年間、

平成 20 年の 3 月 31 日までとなりますが、これまでの中期目標と中期計画を御検討いただきました。第 3 回は平成 16 年の 6 月 23 日でございますが、ここでは平成 15 年度の財務諸表、役員報酬改定、業務実績報告について御審議いただきました。第 4 回、平成 16 年 7 月 30 日、前回でございますが、15 年度の業務実績評価の結論をいただきまして、15 年度の事業実績について評価をいただいたところでございます。

さて、第 5 回でございますが、今回は各委員の先生方にさらなる海上災害防止センターに対する御理解を賜りたいというのが主たる開催の趣旨でございまして、そのために平成 16 年度の上半期の締めくくりとして海上災害防止センターの動きを御報告したいと考えております。また、15 年度の業務実績評価におきましては委員会の皆様から御意見をいただいております。その御意見を踏まえて、年度途中ではございますが、年度計画を一部改定させていただきたいと考えておりまして、委員の先生方にもその方向性を見守っていただきたいと考えております。さらに、それらの議論の中で経費の削減の意義でありますとか業務運営の効率化に関する考え方、人事に関する方針等につきましても貴重な御意見をいただきたいと考えております。

本日の分科会でございますが、業務執行状況、年度計画の改定及びその他につきまして御審議をお願いするものでございまして、本日御出席いただきました委員の先生方の御紹介につきましては、まことに恐縮でございますが、お手元に配付させていただいております座席表をもってかえさせていただきたいと思っております。

本日、杉山先生におかれましては御都合により欠席という御連絡をいただいておりますが、8 名中 7 名の委員の先生の御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第 7 条に定めます定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

また、本日は武井理事長を初め独立行政法人海上災害防止センターの役員が出席しております。また、国土交通省の政策評価官室から木場政策評価官の御出席もいただいておりますので、あわせて御紹介いたします。

また、本日の会議の公開についてでございますが、マスコミ各社からの取材の申し込みはございませんでした。基本的に会議は公開の扱いでございます。したがって本日お配りいたしました資料につきましても原則は公表扱いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、分科会の議事録につきましては、これまでと同様、議事概要及び議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきます。議事録につきましては発言者のお名前を明示して公表することとしておりますので、御了解をいただきたいと思います。

資料の確認をさせていただきます。本日お手元にお配りしております資料ですが、最初が配付資料という A 4 の 1 枚紙でございます。その次が座席表、その次が委員名簿、それから本日の議事次第となっております。本日の会議資料としては資料 1 から

資料5までございまして、参考として参考1から参考3 - 3までございまして。

なお、参考の2でございまして、若干訂正がございまして。「参考2別紙」と右肩に四角枠で書かれている財務諸表でございまして、この3ページ目に防災措置業務勘定、損失の処理に関する書類(案)と書かれております。それと、7枚目に利益の処理に関する書類(案)とあります。この(案)でございまして、これは国土交通大臣の承認が得られておりますので、(案)を削除をお願いいたします。

それでは議事の1から進めていただきたいと思います。議事進行につきましては、分科会長、よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 それでは、お手元にあります議事次第の、まず議題1というところで、16年度の状況について。これにつきましては役員の交代以下五つの項目が挙がっておりますが、最初に事務局から説明をお願いいたします。

【藤井専門官】 専門官の藤井です。よろしくお願いいたします。

議題の1番につきましては、私と海上災害防止センターで役割を分担して続けて説明させていただきたいと思います。

まず役員の交代でございまして、本年10月1日付けをもちまして増田理事が着任しておりますので、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

【増田理事】 増田でございまして。よろしくお願いいたします。

【藤井専門官】 10月1日付けで就任ということで、御報告でございまして。

二つ目になります。平成16年度の油の排出を伴う主な海難についてということで、日本地図がかいてあります資料1 - 1、その次の資料1 - 2を見ながら説明させていただきます。

本年は、大雨による洪水の被害とか新潟での中越地震など、自然災害の対応に追われた1年でございました。特に平成16年におきましては台風16号、18号、あるいは23号といったまれに見る大型の台風の来襲を受けまして、ごらんのように海難も非常に多発しております。これに伴い乗り上げ、衝突事故に伴う油の排出事故が多数発生しております。資料1 - 1ですが、実線で四角く囲ってあるところが海上災害防止センターで油防除の措置を実施した、いわゆる2号業務を実施した事例でございまして。それから、点線囲いの方が、油排出事故に関しまして油防除の実働は伴わない油防除措置、いわゆる2号業務の付帯措置として業務を実施した9号業務でございまして。

次の1 - 2でございまして、これは日付順に並べております。8月30日の台風16号、9月7、8日の台風18号、10月20日の台風23号など、連続して大きな海難が発生しております。センターは2号と9号で合わせて7回の発動を受けまして、右にありますセンターの防災措置の実施期間、一番右側にありますセンターの職員の派遣人日を計上させていただきました。現在までで86.5人日という出勤実績になっております。

続けて資料2の御報告ですが、国は平成16年の9月7日、国民保護法制整備本部を開きまして、有事あるいは大規模テロの際に発動される国民保護法の施行、それから、これへの協力が義務づけられます指定公共機関として160の機関あるいは事業者を決定しております。あわせて国民保護法を運用するための具体的な手続を定めました施行令も決定され、同月9月10日に閣議決定、9月17日に施行されております。この指定公共機関として当海上災害防止センターが指定されたことを御報告いたします。

武力攻撃の事態対処法に基づき、医療、電気、ガス、輸送、通信など、非常に公共性の高い業種の中から国が指定することになっておりましたが、今回、海上災害防止センターは武力攻撃事態あるいは緊急処理事態におきましても国民の保護のための措置を実施する責務を有することになっております。今後、センターは、政府の基本指針に沿いまして各事業所が国民保護に関する業務計画を策定することとなります。

指定を受けた160の主な機関、事業者をピックアップして書いておりますので、御確認いただきたいと思います。災害、医療、公共的施設、電気、ガス、運送、次のページへ行きまして電気通信事業、放送事業、その他。その他のところ、日本銀行の間違いですので訂正をお願いいたします。日銀と日本郵政公社。今後、こういったスケジュールにのっとりまして国民保護の計画を策定していくこととなります。

それから、一番下にあります災害対策基本法でございますが、同じく内閣府は、国民保護法上の指定公共機関に指定された機関につきまして災害対策基本法による指定公共機関に指定しようという動きがございます。

巻末につけております参考3-3、災害対策基本法の抜粋をお願いしたいんですが、この39条でございます。海上災害防止センターが仮に指定公共機関になりますと、39条の3項で準用しますところの21条、関係行政機関等に対する協力要求ということで、関係行政機関の長その他の関係者に対しまして資料あるいは情報の提供、意見の開陳というような協力を求めることができるという公的な性格が与えられるのではないかと。

それから、災対法の80条、指定公共機関等の応急措置の第1項では、指定公共機関等の応急措置として、法令あるいは防災計画に従い必要な措置を講じる。第2項で、指定行政機関あるいは都道府県知事に対しまして労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。応援を求められた場合、正当な理由なくして応援を拒んではならないというような決めもありまして、この辺のところをセンターはうまく駆使して、指定公共機関として指定された場合は、公益性といいますか、法的な性格に基づいて着実に業務を実施してまいりたいと考えております。

それでは、資料3につきましては海上災害防止センターから説明をよろしく願いいたします。

【武井理事長】 センターの武井でございます。いつもお世話になっております。よろしく申し上げます。

資料3でございますが、「海上防災事業のあり方に関する検討委員会」、まだ仮称でございますが、これをセンターの委員会として設けたいということでございます。

委員会の設置の経緯なり目的でございますが、昨年10月に独法に移行され、第1期中期目標におきまして、業務運営の効率化に関する事項の中で「防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討を行う」という指示が国土交通大臣から示されております。これを踏まえて昨年度、関係機関、具体的には海保でございますが、海保との間でセンターの防災措置業務の運営に関する検討会を開催していろいろ協議してまいったわけでありましたが、16年度以降も引き続き防災措置業務を効率的・効率的に実施する方策について、有識者を含めて検討を行うということでコンセンサスを得ております。

こういった背景のもとに、この委員会では、センターの海上防災事業に係る問題点を洗い出し、センターが我が国の海上防災体制全体の枠組みの中でこういった位置づけ、役割を担うべきかを検討するとともに、センターの海上防災事業のあり方と具体的な実施方策を検討することを目的としております。

検討事項でございますが、まず現状の把握。防災措置業務の現状、財政基盤の現状。次に問題点の抽出でございますが、現在実施しております海上防災措置、特に2号業務、原因者の委託を受けて行う海上防災措置でございますが、2号業務と委託者、つまり原因者・保険会社との関係。保険会社は経済合理性が前面に出てまいりますので、迅速な措置を妨げる大きな要因になっているわけでございます。また、水際での防除措置につきましては海陸、行政の縦割りという弊害も起きてくるわけでありましたが、そういった問題とか、環境指針というものが無い、あるいは資機材、ハード偏重で、全体の能力に着目した制度になっていないというような問題点がございます。それから構造的な赤字体質。

こういった中でセンターが担うべき全体の枠組みの中での位置づけを御検討いただく。センターの海上防災事業の今後のあり方について、業務実施、財政基盤、センター内部の組織・体制についてそれぞれ御検討をいただくということであります。そういったあり方を受けた具体的な実施方策の提言をいただきたいと思っております。

構成メンバーは10名程度ということで、今のところ10名より若干ふえる予定でございます。

スケジュールにつきましては、候補者への事前説明、根回しを年内に行いまして、第1回委員会を新年、1月末ごろを目途としております。2回、3回の委員会は来年度の9月ごろまでに実施して、10月には取りまとめ、御提言をいただくという大まかな計画でございます。以上でございます。

【藤井専門官】 それでは次の議題ですが、総務省の年度評価の2次評価についてということで、今、紙1枚を配らせていただいております。

まさに現在進行形の話でございまして、総務省におきまして現在、政策評価・独立行政法人評価委員会、我々は「政独評価委員会」と略して呼んでおりますが、各省庁を通じまして各独立行政法人の15年度実績評価にかかります2次評価というのを検討中です。独立行政法人の評価といいますのは、各府省の独法評価委員会が行いました業績評価に対して意見を述べることで、あるいは5年間、4年間もありますが、一定の期間の中期目標の期間が終了した際に、主要な事務あるいは事業の改廃に関して主務大臣に勧告を行うこととされております。

海上災害防止センターにつきましては、今お配りしました紙のとおり、国交省の独法評価委員会の評価の結果が活用され、中期計画などに基づく業務の質の向上、効率化が引き続き効果的に推進されるように図っていくべきである。それから、消防船による火災警戒業務等については、法人の事業費用のうち約3割を占めているにもかかわらず業務運営の効率化、業務の質の向上といった観点からの評価が行われていないので、業務の実施状況などを把握・分析した上で評価を行うべきである。こういった内容の2次評価がなされる見込みということで、今現在まさに現在進行形で検討が進んでいるものでございます。

これが正規に固まりましたら御報告を差し上げる形にしたいと思います。現在、事務的に調整中ということで、今の資料につきましては回収させていただきますので、協力をよろしくお願いいたします。

では、一たん落合分科会長にお返しします。よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 議題1につきまして事務局から御説明をいただいたわけですが、この議題につきまして御自由に御意見、質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

よろしゅうございますか。

【春田環境防災課長】 それでは、私から今回連続した台風についてどんな実態だったのか、ざっくばらんに御紹介をさせていただきたいと思っております。

資料1-2をご覧くださいと思いますが、先ほど藤井から申し上げましたとおり、今回、非常に大型の台風が連続してやってきたということが最大の特徴でございます。まず8月30日のところをご覧くださいと、16号台風でベトナム籍の貨物船が宇和島沖で、二十数名乗組みでございますが、4名の方が亡くなっております。ほとんど磯の上に乗上げたような形になっておりまして、油もかなり流出したわけでございますが、そもそも岩場ということもありますし、迅速に油防除の措置がサーベイヤー側によってなされたこともございまして、センターへの契約には至っておりません。

それから9月7日は2件書いておりますが、18号の台風で、センターと契約しているのは広島港におきますブルーオーシャンという船でございますが、岸壁に停泊中に、

危険なところだから何とかしろと事前に言われていたにもかかわらず、これはロシア人が中心なんですが、船長が居残っていてひっくり返ってしまった。人的犠牲も出たということで、港中に油が流れるという事案でございました。

実は18号のときはかなりたくさんの船が座礁したのでございますが、大規模な海難と申しますとその下にありますトライアードアント、これは二十数名乗組みの船が救難の信号を出したあげくに全員亡くなったという事案でございます。これも油は当然出ているんですが、沈んでしまってどこに船体があるかわからないという当初の状況でございまして、かつ、流出油の処理がなかなかしづらかったという状況でございます。

それから、その下のロシアのホルムスク港内というのも同じ台風の関連でございまして、しゅんせつ船が乗り揚げということでございます。これはロシア国内、サハリンでは大変注目された事件でございまして。

それから10月20日でございまして、台風23号で、集中的に富山沖で海難事故が発生しております。練習船の海王丸、ロシア籍貨客船アントニーナ、二つ事案がありまして、私ども、機動防除隊を2隊現地に派遣しております。海王丸につきましては練習生がたくさん乗っていたということで、新聞報道でもごらんいただけたと思いますが、当初は救助に力を注ぎまして、その後、油防除作業を実施するというところで、本件につきましては非常に早い段階で、深夜に乗り上げをしたんですが、当日の朝にセンターと2号契約が成立しております。アントニーナの方は岸壁に係留中に横倒しという形で、全損でございまして、これも油が大量に流れ出たんですが、局所的ということもありまして契約には至らなかったということでございます。

それから石狩湾港、これは11月13日でございまして、韓国籍の貨物船が乗り揚げ、転覆いたしまして、これも当日の早い段階でセンターとの契約が成立し、直ちに油防除作業に入っているということでございます。

総じて申し上げまして連続海難が非常に多かったというのが一つの反省でございまして、私どもは機動防除隊、3隊12人でいつも対応できるようにしているんですが、富山と、広島・山口の9月7日と10月20日の案件は2隊派遣ということで、こういうケースは非常に珍しいのではないかと思います。連続海難で、事故としては非常に多かったという気がしております。

【落合分科会長】 そのほかに、この議題につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしければ次の議題2に進ませさせていただきます。

【落合分科会長】 議題2は年度計画の改定についてということで、15年度業務実績評価での指摘事項についてと、16年度計画の改正についてとなっておりますが、これにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

【藤井専門官】 それでは 15 年度業務実績評価につきましては私から、16 年度計画の改正につきましては海上災害防止センターから説明をさせていただきたいと思いません。

まず資料 4、15 年度業務実績評価調書をお願いします。12 ページまで一体物の資料になっておりますので、これを確認していきたいと思いません。

資料 4 の総括が 12 ページ、一番最後にありますので、そちらから説明したいと思いません。平成 15 年度、10 月 1 日から 3 月 31 日までの 6 カ月間ですが、業務運営の評価につきましては「順調」という評価をいただいております。評価の項目が 19 項目ありまして、合計点数を項目数の 2 倍で除した数字、つまり平均点が 2 点ということの意味すると思うんですが、ちょうど 100 % という業務運営評価となりました。

一番下の業務全般に関する意見というところも見させていただきたいと思いません。三つ目の「・」ですが、「今年度は、評価期間が 6 カ月と短かったこともあり、15 年度計画の中期計画における位置づけがわかりづらい点もあるので、今後、年度計画の策定に当たっては改善が必要である」、あるいは、年度計画の設定が抽象的であり、今後検討を要すると思われるという代表的な意見をいただいております、センターではこれらの意見を踏まえ、年度の途中ではあります年度計画の改定を行おうと考えております。

それでは、1 ページ目に戻りまして一つ一つ意見をいただきましたところの復習をしておきたいと思いません。

2 ページ目でございます。事業費につきまして、経費の削減が事業縮小を目的としているものか、縮小均衡型を目的としているものかを含めて明確にするとともに、数値目標を設定すべきである。報告に際しては削減の額を記載するのみではなく、率も併記することが望ましいという意見をいただいております。

それから、3 ページ、防災措置業務をより効率的かつ効果的に実施するためにというところですが、年度計画の設定が抽象的であるので、今後検討を要するという意見をいただいております。

6 ページに飛びます。一番下ですが、調査研究等事業に関しまして、調査研究を実施した事項について委託元の評価を確認することが望ましい。それから、7 ページに二つあります。一つ目、調査研究の成果の普及・啓発に関しまして、センターの開設しているホームページにも研究成果を公表してほしい。その下、自主研究の公開につきましては、自主研究、受託研究、補助事業の意味を明確にし、年度計画に反映させてほしい。

それから、9 ページの一番下です。人事に関する計画につきまして、各部門の職員が持つべき技術・能力を明らかにし、そういった観点から人員の配置計画を策定すべきではないかという意見をいただいております。

それから、意見欄には記載されておられません、議事録の中には、6 ページの中段、アンケート物の有益な訓練の実施というところですが、有益な訓練の実施につきまして「さらに、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等について、独立行政法人評価委員会の評価を受ける」といった表現はおかしいのではないかと。つまり、この項目につきまして独法評価委員会で評価するのは当然のことですが、「さらに、」以下の書きぶりが若干おかしいのではないかとという意見も出されております。

今の論点は 8 ページ目にあります国際協力推進事業の一環として外国人の研修生に対して実施する訓練につきましても同様に、さらに、独法評価委員会の評価を受けるといった表現はどうなんだろうかという意見が出されております。

なお、これらの貴重な御意見をどのように業務に反映していくかという方法につきましては、今回、16 年度計画の改定にすべて盛り込んでいるわけではありません。年度計画の改定に盛り込む方がいいだろうというものについては改定案でセンターからお示ししておりますが、各先生の疑問とか意見につきましては、第 5 回の分科会の場で答える項目もあろうかと思ひますし、16 年度の業務実績報告書などで報告するというパターンもあろうかと思ひます。その点はよろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上ですので、センターからよろしくお願ひいたします。

【武井理事長】 それでは、資料 5 でございますが、1 ページから順次御説明をいたします。なお、前回、第 4 回の分科会は私ども出席しておりませんでしたので、御指摘の真意と申しますか、ニュアンスを取り違えているところがあるかもわかりませんが、そういう箇所は遠慮なく御指摘をちょうだいしたいと思います。

まず業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置でございますが、大前提として、特殊法人等整理合理化計画に載っております事業について講ずべき措置というものから抜粋して、当センターの特殊性と申しますか、国費の投入がないことによる、自立的運営、更に効率的な運営はどこも共通でございますけれども、そういった文言を入れさせていただいております。現状においては余力は極めて少ないわけですが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進するという前提的なものを最初に入れさせていただいて、計画をよりわかりやすいものにしております。

これにつきましては、第 3 回の分科会でも加藤先生、工藤先生からこの御趣旨の御教示をいただいたものと私どもは受けとめております。また、先ほどの評価の意見の中にありました経費削減が事業縮小を目的としているものか、均衡型を目的としているものかということについても、この文言である程度、私どもの立場がにじみ出ているのではないかと考えました。

それから、(2)の業務運営の効率化の推進でございますが、最初の計画に、「このほか、他の施策とあわせ、平成 16 事業年度の決算段階で中期計画を達成することとする」

というのを入れさせていただきました。これも第3回の分科会で御指摘いただいたことですが、16年度でほぼ削減目標を達成する見込みで、以後は横ばいといえますか、そういう状況になるので、16事業年度決算段階で達成すると入れさせていただいております。事務所移転による経費削減見込み額は1,605万1,000円で、14年度一般管理費5億5,353万7,000円に対し約2.9%に当たるというのを括弧書きで入れさせていただいております。この分母の5億5,000万有余の額は、中期計画の策定に当たりまして内閣の行革推進事務局あるいは財務省との協議において用いられた数字でございます。また、中期計画達成の主な素因、事務所移転だけではなくて、これまでに理事定数の1名減、函館、神戸支所の廃止、職員4名の削減等も、独法移行前から措置したのもございますが、そういったものを含めましてこの目標は達成する見込みでございます。

次にでございますが、事業費につきましては16年度計画では実施済みの施策を引き続き推進することにより16事業年度決算において中期計画を達成することとする。これも16年度で達成する見込みでございます。分母となります14年度予算の対象事業費は13億812万5,000円でございます。この分母の13億余でございますが、事業費から防災費を除外しておりますので、それをうけております。分子につきましては、14年度から継続事業は当然対象になるわけでございますが、その後の新規事業につきましては適用除外になります。これにつきましては後ほど御議論をいただくことになるかと存じます。

それから、(4)防災措置業務をより効率的かつ効果的に実施するための方策の検討でございますが、先ほど御説明させていただきました有識者による検討会、海上防災事業にかかる検討委員会(仮称)を設置し、検討を行うということでございます。

次に有益な訓練の実施でございますが、今回、「さらに、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける」ということを入れさせていただいております。これにつきましては、特殊法人等整理合理化計画の中で厳格な外部評価を実施すると書かれておりますこと、あるいは15年度の計画策定時におきまして関係官庁、行革事務局等でございますが、協議の経緯を見ますと、独立した訓練専門委員会を新たに設けますと経費とかいろいろな問題がありまして、うちのような規模の小さい法人では無理であろうから、独法の評価委員会の評価をもってこれにかえていいのではないかという御指摘がありまして、中期計画にはあえて「独立行政法人評価委員会の評価を受ける」ということが入ったやに聞いております。

それで、年度評価といたしまして外部評価という「外部」でございますが、私どもの希望といたしましては、既に認可法人時代から各専門業務ごとに、油の防除専門委員会、機材の専門委員会、訓練の専門委員会、消防船の専門委員会と四つの委員会がございますので、たまたま訓練の専門委員会がございますので、既設の委員会を利用さ

せていただいて、新たな委員会については設置はお許しいただきたい。私どもの希望でございます。

それから調査研究等事業は「変更無し」になっております。先ほどの評価シートの意見で委託元の評価を確認することが望ましいという御意見をいただいているわけですが、これは年度年度の計画自体に対する御意見というとらえ方を私どもはしておりませんで、委託研究は委託者と私ども受託者の契約に基づいて行うものでありまして、成果物の審査・確認という最終段階での契約が成立するかどうかという確認作業がございますので、そこで委託者、受託者、双方で合意をしているということもありまして、それに加えて委託元の評価というのも実効性が乏しいと私どもは考えているのでございますが、ここにつきましては御意見をちょうだいしたいと思います。

次に調査研究の成果でございますが、 に日本財団助成事業については、調査研究の成果をホームページ上で公開し云々とありまして、ホームページがセンター独自のものではないという指摘を踏まえまして、日本財団助成事業につきましては調査研究の成果のサマリーといたしますが、概要をホームページ上で公開して、日本財団ホームページのライブラリーに直接リンクすることを考えておりまして、そういった方法で成果の普及・啓発を図らせていただきたいと考えております。

それから、 の自主研究につきましては、自主研究は本年も該当がないので変更なしでございます。センターとしましては自主研究、それから日本財団、海事財団の助成補助研究、それから委託研究、3種類に分類いたしております、日本財団あるいは海事財団の助成補助研究につきましてはテーマを厳選しといたしますが、公共性の極めて高いものについてそれぞれ財団の審査を受け、計画修正をすることもあるわけですが、センターが100%自己資金でやるというものは最近ではございませんので、そういった区分について御理解を賜りたいと思います。

それから、3の予算、収支計画及び資金計画のところでございますが、これも冒頭の当法人の特殊性、「『運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る』とされていることから、自己収入の確保を最優先課題とする」というのをあえて入れさせていただいております。

それから、国際事業のところも訓練の実施の「外部評価を受ける」というのは先ほどの有益な訓練の実施と同様でございます。以上でございます。

【藤井専門官】 6ページの3番、予算、収支計画及び資金計画のところ、「自立的な運営を図るための自己収入の確保」の一番最後のところで、自己収入の「確保を図る」とアンダーラインしておりますが、これは事務的に間違いがありまして、「自己収入を確保する」ということで、ここの部分に関しましては変化なしということをお願いいたします。センターの担当に確認しましたところ、いろいろやりとりしている間にバージョンの古いやつが紛れ込んでいるということで、アンダーラインを取って

ただきまして、「自己収入を確保する」ということで表現ぶりをよろしく願います。以上です。

【落合分科会長】 ただいまの修正を前提にいたしまして、15年度の業務実績評価につきましては、この委員会においても先ほど紹介がありましたような御意見が出されたということで、それらの御意見を踏まえて16年度計画の改定はこういう形でと資料5について説明があったわけですが、これにつきまして自由に御意見等をお願いいたします。いかがでしょう。

【加藤委員】 今の6ページのところは、アンダーラインが引いてある上の4行だけ残すということですね。下の方は全部同じですから。

それから、5ページの一番上の研究成果のところは、どこが改善されるんですか。日本財団のホームページでアクセスするというところが。

書いてあることはわかるんですけども、実質的にどこが変わるんですか。今までホームページに載せてたんですよ。センターのホームページと財団のホームページをリンクするというふうに変えるという意味ですか。

【武井理事長】 私ども、サマリーを新たにつくりまして、既に措置済みなんですけど、これを今年度新たにやったわけです。16年度に。

【加藤委員】 今まではやってなかったんですか。

【春田環境防災課長】 夏段階では日本財団のホームページだけで公開してましたので、1点だという議論がされまして、それを受けましてサマリーをつくられてリンクを張る形に訂正されたということでございます。

【落合分科会長】 センターのホームページを見ただけではわからない。財団を見ると。

【春田環境防災課長】 議論を受けまして早速センターで直されましたので、体制をそれに合わせたということでございます。

【落合分科会長】 ほかに、御意見いかがでしょう。

【北村委員】 1ページ目の一番最初のやつ、これは私の個人的な癖なのかわからないんですけども、表現ぶりが、本来の任務に支障を及ぼさない範囲で効率化を推進する。効率化というのは本来の任務に支障を及ぼすことがあり得るのかという気がするんです。それは効率化とは言わないんじゃないか。省力化なら。あえてその辺を書かれたのはどういうことなのかなというのが一つあります。これは表現の問題だけですけれども。

その下の(2)と(2)の のところで、両方とも16年度中に中期計画を達成することになっているんですけども、これはどういう意図なのかというのがちょっとわからないんです。中期計画というのは中期目標期間の最後の事業年度において13%に相当する額を低減するんだというのが目標になっているわけですね。意地悪く言えば、16

年度で 13%達成しました。17 年度は 20%になりますという形になる可能性もないとは言えないわけですね。最終年度の計画を書いているはずなのに、16 年度で達成するというのがあり得るのか、ちょっと不思議に思ったものですから。二つとも 16 年度中に達成する。では 17 年度、18 年度は何をするんだ。という気がいたします。

例えばこうこうこういう研究を中期計画期間に完成するんだということで、それが途中で完成できた。

【栗原理事】 これは、16 年度の時点で見ても、年度末の時点で見ても達成。

【北村委員】 できちゃうということですね。

【栗原理事】 できちゃうわけです。19 年度末の中期計画の終わりの段階でも、今の試算では 39%から 40%ぐらい、この数字は多少動きますけど、現在の計画では 19 年度末の段階においても、5%どころか。16 年度の削減の率も 14 年度の事業費に比べて 3 割強ぐらい実現しているわけです。だから 16 年度で中期目標の 5%というのは当然実現しているんですが、先生が今心配なさいましたけど、17、18 年度は逆になるんじゃないかということですが、大体その数字は維持して、19 年度末には、多少ペンディングの面がございますが、大体三十数%、40%近い削減率は達成できそうだという感じで私どもはおります。

【北村委員】 中期計画の中身が私は理解できてないんだと思うんですけども、中期計画というのは具体的にはどういうことを言っているんですか。総額を削減と言っているのか。

【栗原理事】 恐らく中期計画の末において 14 年度比 5%以上の削減を達成するというのが中期計画の目標だろうと思います。途中経過は必ずしも聞いているわけではないと思います。

【北村委員】 そうですよ。私もそうだと理解していたんです。そうしますと 16 事業年度に中期計画を達成するはずはないんです。中期計画に示されたパーセントを達成する。

【栗原理事】 そうそう。これでおしまいですが、あとはどうなってもいいんですということではないんですよ。

【北村委員】 だけどこの文章は、日本語として読んだとき、「中期計画を達成することとする」となっているから。

【栗原理事】 そういう意味ではおっしゃるとおり、途中経過でかなり達成して、中期計画終了年度まで進む予定であるというあれがあるものですから。

【北村委員】 その趣旨だったら十分わかるんですけども、この文章はどう読んでも、中期計画はこれで終わりよという文章にしか見えないんです。

【武井理事長】 これは、行革事務局に提出した削減見通しというのがあるんですが、これを見ますと、管理費でございますけれども、15 年度に半期だけで 52%削減して、

16年度からは19%ぐらいで推移するような計画なんです。ですから16年度以降、17、18、19は小さな数字で、少ないからとマイナス面の評価をいただくことになるのを避けるために16年度で達してしまうよという表現にしたんですが。

【加藤委員】 17、18、19はこうなるよ。

【武井理事長】 そう。横ばいなんです。

【北村委員】 それは、ここの表現じゃなくて、年度計画のところは今期は何%減少しますよということを書くべきなんじゃないでしょうか。例えば16年度は1%だよと書いていて、1%削減があれば、中期計画としては何%だけれども、年度計画としては達成しているね。

【栗原理事】 中期計画を達成しちゃうというのはちょっと言い過ぎなので。

【北村委員】 言い過ぎというより、例えば中期計画でこれを建造しますよ。その建造が16年度で終わりました。それはあり得るんだろうと思うんです。

【工藤委員】 これは、中期計画は横並びで、すべての独法に似たような、特に一般管理費とかいう話できていますから、センターの場合、最初に事業所を移すという大きなものがあって、あとは細々した話になるので、毎年2%ずつとかいうふうにきれいにいかないのが、最初にどかんと行って、あとはこういう感じになるのは現実問題としてしょうがないと思うんです。中期計画はこれはこれでしょうがない話だし、毎年きれいにいけばいいんですけど、そうはならないので、確かによく読むと表現がまずいかもしれませんが、どこも中期計画の水準を達成できるということをやっているんで、わからないことはないような気がします。

【加藤委員】 これは移転費でしょう。ほとんどね。移転はもうやっちゃったわけですから、クリアしましたと書いていいと思いますよ。

【北村委員】 中期計画の書き方が、目標期間の最後の事業年度において、最終年度は13%にするよ。それが総額を言っているんだったら、途中で達成したと言えると思うんです。ところがそうじゃないんですよ。率でしょう。そういう意味で、僕は「中期計画を達成することとする」というのはあり得ないんじゃないかと思えるので、これで通じるというならそれでいいと思います。

それともう一つ、では年度計画のこの部分の評価は我々はどうやればいいんだ。1%しか今期は削減しませんでした。だけど前にやっているからいいんですよということの評価するのか、ことしの削減目標は1%ですよ、ないしは0.5%ですよ、それに対してどうであったかということの評価するのか、評価するときの基準がなくなっちゃうんですね。

【栗原理事】 14年度の一般管理費なり事業費を基準としてということで率が定められておりますから、15年度の独立行政法人以前に削減した分についても当然計算に入れているんじゃないかと思うんですね。

【北村委員】 中期計画の間のトータルでは、年度評価のときには、今年はどうであったらと見るしかしょうがないんじゃないでしょうか。そのために年次計画を。

【工藤委員】 評価は、他の独法でもそうだと思うんですけど、年度評価はあくまで年度評価ですが、今みたいに、もともとことしは2%削減だとか来年は3%削減というふうに計画が立たない性質のものについては、最終年度に13%削減に向けて順調に進捗しているかどうか、今年度の部分について見るというのが一番妥当な線で、それしかできないと思うんです。

もともと今年度はどうするというのが明確になっているところは、計画に基づいて16年度の部分としてやると思うんですけど、最終的に13%だからことしは何%となっていれば委員がおっしゃるようになると思うんですけど、そう漸次的になっていくものではないし、現実にセンターさんの場合には最初に事務所の移転でどかんと削減されたので、最終年度に向けて順調に進捗しているか進捗していないかということだと思うんです。ほかのところも大体そんな感じでやっていますよね。特に一般管理費については。

【北村委員】 逆に、ほかのところは何%減少すると書いたりするわけですよ。毎年同じ数字をね。それは非現実的かもしれないです。それは置いておいて、意見として言わせてください。「中期計画を達成することとする」という表現が、果たして第三者が読んでどう受け取るか、もう1回見直していただきたいということです。

【加藤委員】 「達成することとする」じゃなしに、中期計画で予定されたものがクリアできたと書いておけばいいんでしょう。それでは言い過ぎなんですか。

【工藤委員】 これは計画なんですよ。

【加藤委員】 計画がここで達成しちゃったから、それで計算する。それをパーセントだけ合わせてというわけにいかないでしょう。

【工藤委員】 正解を知っていて答案を書くような感じですね。

【加藤委員】 そうなんです。後からこれ以外に何か削減するものがあるかといったら、センターの場合は厳しいわけですよ。これ以外にないわけですよ。その気持ちが出ているわけだから、そういうふうを書いていいんじゃないですか。後になってそれをどう評価するかという問題で、2年度でクリアしちゃったら大いに結構でしょう。

【北村委員】 私は2年度でクリアしたということがどうして出てくるのかわからないんですよ。計画との関係。計画に書いてある事柄を前提として2年度でクリアしたということがあり得るんだろうかということです。計画はあくまでも中期目標期間の最後の事業年度において云々という表現になっていますよね。

【栗原理事】 先生は、中期計画を達成したというのは、中期計画が終わる時点でなければ言えないんじゃないか。

【北村委員】 終わったときに達成したかしていないかが。途中経過がどんなによく

でも、だから達成したという話にはならない。

【工藤委員】 それは中期計画のローリングをするときとか、今、早く独法化をしたところは見直しをやっていますよね。その段階で議論すればいいんじゃないですかね。かなり順調にいつているけれども、次にどうするか。

【北村委員】 私はその話をしているんじゃないで、中期計画を言っているんです。

【工藤委員】 この中期計画は、もう決まっちゃったんで、これはしょうがないんじゃないですか。一番左側は。

【北村委員】 ということで、御検討を、できることならしていただきたいということです。

【落合分科会長】 平成 16 年度の段階で既に中期計画を達成しちゃったという読み方が出てくると困るんじゃないか。

【工藤委員】 そうはなってないですね。

【落合分科会長】 そういうふうに読まれちゃう。「達成することとする」というのが、その辺は不明確であることは確かではないかな。

まあ、これは表現の問題ですから、全体的な中期目標との関連でどこまで 16 年度において実現できたのか、それが中期計画の達成という観点から見てどの程度なのかというあたり、誤解のないような表現に直すことも検討してもらおうということでしょうか。

【加藤委員】 これは、もう移転しちゃったんですよ。そうすると、16 年度に移転するという。これは同じなんですね。それならそれだけにしておけばいいじゃないですか。アンダーラインのところを全然書かずに。それについては全然変わってないんだから。

【春田環境防災課長】 前回の委員会で、事務所の寄与分はどれくらいだという話があったので、今回 2.9 % ということで、13% のうちの 3 % ということで、残りの部分を頑張るという強い意向がセンターからございまして、じゃあ書いたらいいんじゃないかと、そういうこととございます。

【落合分科会長】 だから 2.9 % という数字を見れば中期目標を達成しているということはないわけですね。

【工藤委員】 それだけではね。

【落合分科会長】 実質の問題というよりも、これを読んだ人が、誤解が生じないような形に明確に表現を。

【春田環境防災課長】 これは北村先生にも教えていただきながら、表現を適正化する必要があると思いますので、相談させていただきたいと思います。

【落合分科会長】 そうですね。では、この点につきましてはそのような取り扱いをさせていただくということによろしゅうございますか。

【加藤委員】 数字を入れるときは、財務諸表とかいろいろなところと整合性がとれないと危ないですからね。

【春田環境防災課長】 はい。御指摘のとおりだと思います。特に私どもが懸念いたしましたのは、「14年度比で」とか書いてありまして母数がよくわからないということで、母数も書いて明確にしようじゃないかという趣旨でございますので。

【北村委員】 それはぜひお願いしたいということは、財務諸表に出てくる一般管理費とここで使われている母数というのが違うんですね。これは各独法で悩まれることだと思いますけれども、その辺を明示していただきたいというのはありますね。

【落合分科会長】 それから、先ほど御指摘があった1のところですね。業務運営の効率化という意味で、「本来の任務に支障を及ぼさない範囲で」という表現ぶりがややひっかかるという。

【武井理事長】 本来の任務というのは、危機管理という、それはレベルを落とすわけにいかないというか。

【加藤委員】 それはそういうふうにした方がいいんじゃないですか。言いかえれば、センターの性格上、効率化といたってそう簡単にはできまへんでということでしょう。それを「支障を及ぼさない範囲で」となると、何だというあれになるんですね。だからもうちょっとこの表現を。

「国費の投入を前提とせず」というところも強調されているわけですね（笑声）。自前でやっていこう。そうである以上は限界がありませということなんでしょう。

【春田環境防災課長】 心は御理解いただいておりますので（笑声）。これもセンターに表現ぶりを工夫していただくと思います。心がいけないということではないと理解いたしますので。

【落合分科会長】 心は十分各委員の御理解をいただいたようなので、その点については異論はないようなので、誤解を招くような表現ぶりを検討をお願いして、ほかの点につきましてごさいませんか。

よろしゅうございますか。

それでは次の議題3に移りたいと思います。

【落合分科会長】 それでは事務局から説明をお願いいたします。

【藤井専門官】 では議題3番の説明をさせていただきます。資料につきましては参考の2番をお願いします。

これまで分科会の中では、一般管理費、事業費の削減につきましてどういった方向性が考えられるか、2番目としてセンターの人事に関する方針についてどういった方向性が一番適しているかという議論がございました。参考2の1ページ目から紹介させていただきますと、一般管理費、事業費の削減につきましては、それぞれ13%、5%と一律の削減目標が与えられております。センターは単に事業の縮小を目指すの

か、あるいは縮小均衡型を目指すのかといった議論がなされておりまして、議事録から抜粋させてもらっております。

一番上のところで事業規模、事業の性格からいって本当にできるのかなと危惧するんです。二つ目の四角ですが、13%とか5%とかいうのは一律決まっていることなので各法人の特徴や性格は生かせないという矛盾があるのではないだろうか。中略を挟みまして、一般業務費の削減と一般管理費の削減にはある程度限界があるのだろう。三つ目へ行きまして、事業費を削減するという事は逆に言えば事業をやらないということなので、果たしてそれでいいのかどうか。三つほど飛びまして、事業費の予算を減らした。したがって実績も減りましたというのが果たして効率的なのか、縮小均衡型で行こうとしているのか、その辺のところが見えないなという気がいたします。第3回、第4回の議事録ではこちら辺のところをしっかりした考え方を持つべきではないだろうかということでございますので、今回このテーマに焦点を絞りまして議論をいただきたいというのが第1点。

次のページで、第2点は、センターは現在職員29名でございますが、プロパー職員11名、海上保安庁からの出向者12名、財務省の出向者1名、船会社などからの出向者5名という割合で構成されております。それで、海上災害にかかります知識・技能・能力の向上策、あるいは海上災害の現場での対応能力の向上、大規模事案発生時の措置の強化、あるいはこれらを実現するための適正配置というのはどういったものであろうかというところで議論をいただきたいなと考えておりまして、事務局では特段分厚い資料を準備しているわけではありませんが、御検討いただきたいと思っております。

【落合分科会長】 わかりました。

それでは、まず第1点の一般管理費、事業費の削減について、御自由に御意見等をお願いしたいと思います。

各委員から今御紹介があったような意見が出されているんですけども、センター自身としてはこれらの意見についてどのような感想をお持ちなのか、この辺はいかがでしょう。

【武井理事長】 先ほど御議論いただいた、国費を前提とせず、自立的・効率的な運営というものが根底でございます。ということと、当センターの危機管理業務という業務の性格、この二つからいいますと、縮小均衡でもなければ事業の縮小でもない、第3の形かなと私どもは考えております。

【落合分科会長】 センターの方のお考えは以上のようなことですが、それを前提に、あるいはその点につきましても、御意見があれば御自由に出していただきたいと思っております。

【藤野委員】 全く関係のないことを申し上げますけれども、本年度は非常に災害が多かったと先ほど説明がありましたね。たくさんの人を派遣された。例えばこういう

活動というのは当然それなりの事業費、支出を伴うものですね。ちなみに、平成 16 年度の今までの活動は当初の大まかな目論見からいうとどうなんですか。当初の目論見をオーバーしてしまっている方向なんですか。それとも、まだまだ内側なんですか。

【武井理事長】 まあ、見込みからしますとまだまだという。

【藤野委員】 まだ余裕があるんですか。

【武井理事長】 余裕といいますか、もっと活動の余地があるといいますか。

【藤野委員】 災害ということは決して我々の望むことではないですよ。しかし予想のつかないことが起こるということになると、それをオーバーしてしまうことだって当然あると思うんで、オーバーしたからけしからんという議論では私はないと思うんですね。ちゃんとした活動をきちんとやられるならば、そこが当独立行政法人の極めて特殊な性格だと思うので、私、実は過去 1 年間国外に行っておりましたものから、皆さんの御議論を十分わきまえないで申し上げるのは大変僭越だと思っているんですけれども、縮小均衡か事業縮小かという議論のときに、当独立行政法人の極めて特殊な性格というものは今後とも考えていかないといけないだろうと私は思っていますけれども。

幸いにして今年度の活動はまだまだ枠内であったということで、結構なことだと思いますけれども。災害が起こることを望んでいるわけではありませんから。

【春田環境防災課長】 実は、先ほどの資料でいえば 10 月 20 日でございますが、10 月 20 日に何が起こったかといいますと、19 日の夜に和歌山県沖でシングルハルの 14 万トン級のタンカーが危ないという話が入りまして、私どもは直ちに臨戦体制に入りまして、そのタンカー自体は無事だったんですけれども、14 万トンのタンカーでシングルハルだということで機動防除隊はもちろん全面待機をさせまして、センターにも待機をお願いいたしました。

そのタンカーが何とかなったということで、続けて 20 日に伏木港で海王丸とアントニーナ号と続けて起きて、2 隻だということで、人間がいっぱいおりましたので特殊救難隊をまず派遣いたしました。特殊救難隊が救助活動をしている間に機動防除隊を 2 隊派遣することにいたしまして、同時に、余り前例がないんですけれども、センターの職員も海上保安庁の飛行機で現地に入れということでお願いをしております。

そういう意味ではかなり機動的な活動をしたと思っているんですが、海王丸は独立行政法人の航海訓練船で、結構円滑に 2 号業務になったということがございまして、アントニーナの方は先ほど御紹介したように局所的だったので、私どもとしても余り危機感がなかった面があるんですが、後で地元から、引っ繰り返った場所が対ロシア貿易上非常に重要なところで、早く着手してくれないと困るじゃないかという強力なクレームがついております。

実は、1 号業務をセンターに出さなければならぬんじゃないかという議論を内部

でもしたんですが、心理的に、海王丸も大変な事態になっていましたので、その日に投入したのは1人だったんですけども、そこで2号業務を頑張っているのに、とても手が回らないのではないかと私どもも思うてしまう状況でございます。通常型の災害について、ナホトカのときのようなこぞってというのはなかなかやりにくい面がございます。その意味では、先ほど理事長がおっしゃったとおり、まだまだやる能力はお持ちだと思うんですけども、私ども自身が安心してお願いできるような十分な体制、リダンダンシーといいますか、たっぷりあって何でもできるよということではないと思っておりますし、若干不安を持っております。その辺、2番目の人事の話も含めて、ぜひ御議論いただいて方法を教えていただきたいなと思っております。

【武井理事長】 先ほどまだ余力があると申ししたのは、計画上の防災措置の予算なり収支計画がございますので、それからいきますとまだかなりあるよと申し上げたわけで、防災関係につきましては事業費の削減対象からは除かれております。

【栗原理事】 どういう規模の防災事業があるかわかりませんから除いてあるわけです。だから比率の計算上においてはそういう事業については余り関係ない。

【落合分科会長】 指定公共機関に新たになったということは、予算上の裏づけというか、予算上何か費目を立てるのか、指定公共機関になったことによって何らかのコスト上の負担が生ずる可能性があり得ると思うんですけど、その辺の関係は余り心配しなくてもいいんですか。センターとして。

【武井理事長】 センターもいただくところからお金をいただかないと運営できませんので、国民保護法の政令なり省令がこれから決まるそうですから、その中で盛り込んでいただくといいますか、出すべきところに出していただくという仕組みは最低限つくっていただくつもりでございます。

【加藤委員】 これは、指定されると、法律が予定しているような事態が起こったとき、それぞれの地方公共団体とかそういうところに頑張ってもらわなければいけないでしょう。そういう人たちを、ある意味ではノウハウを持っているから、研修になるんですかね。主として。研修はきちっとやってやる。研修費は国で出しましょうやということにはならないんですか。

【春田環境防災課長】 実は国民保護法は災害対策基本法をベースにしておりまして、災害対策基本法の指定公共法人がどうかという議論をいたしますと、基本的に災害対策基本法の指定公共法人だからといってお金が国から出ることはありません。実際にどんなところが指定されているかというと、最も民間色が濃いのが日通でございます。そのほか、独立行政法人はかなりが指定されている。それからNHKが指定されている。民間の放送事業者は地域の指定公共法人になっています。そういったメンバー、例えばNHKについても、災害対策としての国費が入っているということは一切ないんです。国民保護法上も当然同じようなことになると思います。

ただ、仮にセンターが災対法の指定公共法人になった場合に災害対策として何をするかということで、例えば油防除の仕事をする計画をつくるというのは当然要請されると思うんですが、実際に油防除の作業をした場合には2号業務ですと受託の経費が入ってくるという意味での収入はあると思います。仕事の中身は基本的に変わらずに、計画作成費だけが持ち出しになると、そんなイメージをお持ちいただければ正しいんじゃないかと思います。

【加藤委員】 これは、ソフトのところが多いんでしょうから、次のページにプロパーが11、海保が12、船社が5名、それぞれかなりのプロが出向していると思うんですけども、経費でやっていけないからどンドンどンドン少なくなるよ。そうすると指定を解除ということですか。これだけの人間がいるから国の無条件の要請に対応できるという前提なんでしょう。そこはどうなんですか。

ほかのところは、規模からいったら四、五人いなくたってどうってことない機関ばかりでしょう。ところがセンターの場合はこれだけしか人間がいないわけでしょう。しかも独自でそれだけいるわけじゃないんで、それぞれ出向してきているわけだね。出向者を入れないと維持できないでしょう。そういう性格のものとしてできているわけですから。

【落合分科会長】 余力がありませんというのは、指定公共機関として動かない理由になるんですか。つまりセンターさんは事故その他があって動けません、コストがありませんという状態に至った場合は当然拒否できるのか、それでもやりなさいという義務があるのか。何らかの余力を確保しておかなければいけないという問題が出てきそうな感じが。

【加藤委員】 いけないということが最初から予定されているんじゃない。

【春田環境防災課長】 おっしゃるとおり力がなければできないですから、できないことをやれというのは法律上の話ではありませんので、センターは危機管理組織としてノウハウがあるし、そのノウハウを有事の際には活用してくださいというのが国民保護法制であり、災害のときには活用してくださいというのが災対法ですので、危機管理組織だから当然できるでしょうと内閣府や内閣官房は思っているわけです。まさかできないというようなことがあっては、私が怒られるということで。(笑声)

【落合分科会長】 そういう業務が予想される、可能性としては常にあるとすると、その部分にセンターの能力の一部をリザーブしておく必要があるのかどうか、リザーブしなければいけないということになると、ある意味で負担が生じてきて、全体の予算に影響を与えてくることになると思うんですけど、公共機関としての対応部分をリザーブしておく義務があるとなると、ちょっときついなということもありそうな感じがですね。

【春田環境防災課長】 正面業務がまさに危機管理業務でございますので、それは当

然確保されているんだろうというのが内閣官房、内閣府の考え方だと思っております。

【加藤委員】 法律もありますしね。センターの。

【武井理事長】 正直に言って非常に苦しいですね。

【落合分科会長】 ですね。常に本来的な業務とかかわりなく、例えば危機的状況が起こった場合に、すべて年度のあれは使い切っていますというときに、余力をとっておくべきであったと文句を言われると非常に困ることになりますよね。その辺のところを整理する必要があるかな。

【工藤委員】 そこまで議論してくると、先ほどの16年度計画変更案の文面はよくわかりますよね。今おっしゃった話が全部入っているんですね（笑声）。

【加藤委員】 だから、1ページと2ページ、人事のやつと絡めて議論すれば、一番説明できるのは、国が必要だと考えているんです。そしたら海上保安庁の12名の出向のあれは海保の方が面倒を見てくれや。これを主張すべきじゃないですか。プロの集団でできているわけでしょう。何かあったときはやる。もともとが危機管理。

【落合分科会長】 それが指定公共機関の役割を果たす部分だ。

【加藤委員】 そうなんです。それがあからと言えるので、船社についてはどうするかはともかくとして、船社は利用する方だから弁当持ちでいらっしやい。少なくとも国についてはセンターではなしに、ランニングコスト、出向者については海保が面倒を見るべきじゃないですか。12名のランニングコストがカットされたらすさまじいあれになりますよ。比率が大きいんだから。その議論をすべきじゃないですか。センターの性格としての。

【落合分科会長】 では人事に関する問題に入りましたので、どちらでもということで議論をお願いします。

【加藤委員】 事業費の方は、いつ起こるかかわからないわけですから、その都度しかないでしょう。一番いいのは、国がどんと金を出して、それで返すといえいいんですけど、そういうシステムになっていないわけでしょう。何か起こらない限りは国は金を出さないわけですから。したがって事業費を一定程度の比率で削減していくこと自体が意味ないんですね。この機関にとっては、それはそもそも問題提起をすべきじゃないですか。

それはさっきの「しょうがない」という表現になっているんで。そこら辺をもう少し表に出してもいいと私は思いますよ。それなら独立行政法人でなくてもいいよと言われる可能性があるかないかの問題です。その選択で、それなら海保がやるべしと言われると困る。

【春田環境防災課長】 おっしゃるとおり、まさに独立行政法人にするときにその議論はしたはずなんです。海保がやったらどうだという話は当然出てくる話だと思っております。コアの部分は、正面業務にせよ、本来ですと事故船舶の船主の費用負担で

すから、船主側からお金をいただいてという形で企業的経営が成り立っていくんだということでストーリーができて上がっていますので、かつ、いつも危機管理をやっているわけじゃなくて、平時は何やっているんだというと、コンサルティングや、機材を磨いていたり、研修をやっているとか、そういうことで、だったら交付金は要らないよねというのが当時の政府としての判断ということになっておりますので、そのスキームに戻って議論をすると、舌をかむところがかかなり出てくると思います。

問題は、そうは言っても、加藤先生が御指摘のとおりある程度のリダグダンシーがないと正面業務自体ができないじゃないかということだと思いますので、正面業務の事業費の稼ぎ方と、その取っておき方といいますか、それと平時やっている仕事と、どの程度バランスをとるかということだと思います。平時の仕事が忙し過ぎて、いざというとき人が繰り出せなければ全然意味がないし、かといって平時のときの調査業務やなにかが暇だというのではそれこそもうからないし、なかなか難しいところで、理事長にも御苦労願っているところだと思いますが、そこを何とかバランスをとる指針のようなものがちゃんとあって、あるいは先生から御指摘いただいた人事計画なんかのところもそれを踏まえた思想が組めれば、経営のやり方としてある程度筋が通るかなという気はしております。

具体的にどうなるかというのは私ども知恵がなくて、それで教えていただきたいなとこういう会議をやっているわけでございますが。

【加藤委員】 前に船社と石連の方は、この種のもは国が全部金を出してくれるのが一番いいなという御意見がございましたよね。本来、油濁については polluter の方のやつがありますからね。それを買ってから準備しますよね。

【落合分科会長】 人事の問題では、効率化して適正な配置というものを考えて人事計画を立てることになろうと思うんですけども、人事計画のあり方ということから見たときに、現状のプロパー、海上保安庁、財務省、船会社等と、来る先がいろいろあるということは、的確な人事配置という点から見て妥当な割合になっているのかどうかという問題もありそうですけど、沿革的な理由でこういう割合になっているのか、一定の人事配置の理念みたいなものがあって、理念に従ってこういう割合になっているのか、事業の効率性を考えていこうということだと、そういう視点から見てこの割り振りはどうなのかという問題がありそうな感じがしますが。

【武井理事長】 どちらかといえば、かくあるべし、例えばプロパーが50%、出向者が50%という一つの指標があるわけではなくて、沿革的な要素が非常に強うございまして、私どもは、一応各部の業務分担はしておりますけれども、大きな事件が起きたらどっと勢力を投入するという仕方をしないと、例えば過去のナホトカ号の事件のときは電話番しかいなくて、現地に全部出払っていたというような状況もございまして、そういう大事故にも対応できるような資質の涵養を人事ローテーションの中でや

っていきたいと考えているわけです。

プロパー職員は例えば今度アメリカの大学に消防訓練で研修に出すんですが、資質を高めるための研修を随時組み込んでいくとか、海に関する知識がないと、ずぶの素人を採用しても意味がないわけでして、即戦力となる人ということになりますと、例えば3級海技士、これは研修所の教員の資格として3級海技士が要するという船員法上の規定がございますので、3級海技士は持ってなくちゃいけないとか、そういう资格的なものも当然職員を採用する条件になりますし、もろもろの資格とか、どんな業務にも対応できるような、人事ローテーションの中でそういうものを組み込んでいく。それからプロパー職員の資質向上、出向者は数年でかわっていきますので、プロパー職員の能力向上のための研修を組み込んでいくとか、そういった施策を従来もとってきておりますし、今後もそういう方針でいきたいと考えております。

【落合分科会長】 一般管理費、事業費の削減、人事に関する方針につきまして御意見をどうぞ。

【藤野委員】 今お話がありました人の問題、先ほど分科会長さんからもお話がありましたように、私はかなり重要な問題だと思うんですね。今理事長さんがおっしゃっていたように、プロパーの人をどう育てていくか、特に大規模な海難事故等が起こったときには、それなりの経験を持った人がセンターにいて、その人がかなりの権限を持ってあとの人たちを指揮できる、そういう人間を育てていくことが極めて大事だと思うんですね。

おたくのセンターに多分いろいろな役割分担があって、失礼な言い方になるかもしれませんが、ほかから来た方でもそこそこなせるかなという部署もあるでしょうし、長年の経験が必要な部署もあると思うので、積極的にそういう人たちを育てていく。当然今までも考えてやっておられると思いますけれども、ぜひ積極的にそうされた方がよろしいのではないかと。この部署はプロパーの人でなければいかん、このところは出向の方でもこなせるということを考えて先ほどの比率の問題もきちんと議論されていかれた方がいいと思います。

日本はともかく周りを海で囲まれておりまして、大きな事故が頻繁に起こるわけではないと思いますけれども、起これば相当なことになるわけですから、そういうことを踏まえて常に、エキスパートといいますか、そういう人を育てていく。それはむだな投資であるとは私個人は決して思いませんので、ぜひプロパーの人を育てていくことを積極的に考えていかれて、人の割合等もそういう観点からぜひ議論されることを期待したいと思います。

【落合分科会長】 ほかに御意見ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、予定されました三つの議題につきまして御議論をいただきました。非常

に貴重な御意見をいっぱい出していただきました。さらにセンターの方でも表現等について、議題2に関連して検討していただくということがありましたので、それらを踏まえて対応をお願いしたいと思います。

それでは事務局、どうぞお願いします。

【工藤課長補佐】 長時間どうもありがとうございました。最後に春田課長、よろしくをお願いします。

【春田環境防災課長】 本日は先生方、お忙しい時間、非常に活発な御議論をいただきましてありがとうございました。センターの方でもきょういただきました宿題、もちろん短期的な16年度の計画ということもございしますが、より長期的な事業費のバランスの問題、人事の方針の問題、こういった問題についてはかなり時間をかけて検討をしていく必要があると考えていると思いますので、直ちにすばらしい答えを書けと言われてもなかなか難しいとは思いますが、いただいた宿題を真剣にセンターと私どもと一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。それからありがとうございました。

【武井理事長】 どうもありがとうございました。

【工藤課長補佐】 今年度の分科会としての活動は、12月3日、金曜日でございますが、藤野先生と町野先生のお二方に、横須賀にございますセンターの防災訓練所の御視察をいただく予定になっております。大変お忙しい中でございますが、よろしくお願いいたします。

では、第5回の分科会、これにて終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。